こども達に楽し夏休み

皆んなで非行や事故の防止に努めよう

夏休み中は水泳をはじめ、花火大会、お盆、七夕祭、各種の競技大会などの観楽行事、キャンプ、ハイキングなどの行楽期にはいります。このため、こども達はともすれば不規則な生活におちいり心のゆるみが原因する非行や、また水泳や危険な遊びによる事故が一番多くなる季節です。

このため、今年から、こども達に関係のある各種の機関や団体で結成する大館地区少年保護育成運営委員会が誕生し積極的に少年の保護育成にのりだすことになりました。こども達のあやまちは一人親達ばかりでなく、社会全体が見まもって防止する必要があります。

事故のない楽しい夏休みがすごせるよう皆んなで協力いたしましょう。

少年保護育成委誕生

近年小学校児童や中学、高校生などの少年の非行（わるいおこない）が全国的に多くなり、子をもつ親の心配のたねになっています当市の場合をみても、少年の非行は決して少くありません。

このため今年からこども達を非行や事故から守り、正しく、すこやかに成長させようと、大館地区少年保護育成運営委員会（会長[illegible]真形氏）が結成され補導や環境の浄化にのりだすことになりました。

この少年保護育成運営委員会の構成は各小、中、高等学校、教育委員会、市、警察署、公民館、社会福祉事業協会、保護司会、婦人会、青年会、各小、中、高PTA、駅、KRS会、ロータリークラブ商工会議所、青年会議所、民生委員会など、こども達の生活や保護に関係する機関や団体からの委員四十六名によって組織され、次のような事業を行うことになっています。

（一）少年補導＝問題少年の早期発見、街頭補導、少年相談と不就学および長欠児童の把握、家庭訪問など

（二）環境の浄化＝不良環境の排除、風俗営業、質屋、古物商に対する措置、要保護少年の保護など

（三）広報活動＝レクリエーション等の実施、ポスター、標語等の募集、回覧板、立看板などによる啓蒙など

（四）その他＝こども会の育成、講習会開催など

子をもつ父兄の心得

▼こどもを不良化から守る。

夏季は行楽や観楽的行事が多くこうした場所へのこどもの出入りには注意する。特に盛場への出入りは危険や不良化のおそれが多いので充分注意する。

▼性犯罪の防止について

①女のこどもには夜間の一人歩きをさせないこと。

②女のこどもは帰りが遅くなる場合は、あらかじめ連絡して家人に出迎えてもらうようにする。

③暑いからといってうす着にすぎたり、極端に派手な服装で外出しない。

④ふだん淋しい所や人通りの少ない道路、暗い場所はさけて遠廻りでも人通りの明るい道を選ぶようにする。

⑤戸障子をあけ放しにして一人寝をしたり、外から見えるところでうたた寝をしない。

⑥万一おそわれたときは、大声で助けを求めること。のがれる機会の自信を捨てない。

⑦尾行されていると気づいたらすぐ附近の家に逃げこみ助けを求める。

⑧被害をうけたら、ささいなことでもすぐ警察へ届ける。

▼水泳による事故防止

厚生省の調べでは昨年中における十七才未満のこどもの水死が五千二十五人を数え、今年に入ってからもはや各地で犠牲者がでています。こどもの水による事故を防止するため次の注意をいたしましょう。

①泳の時間は概ね午前十時から午後三時までとすること。

②天気やからだ具合の悪いときは決して泳せないこと。

③禁止区域での泳はさせない。

④水泳場では時計や現金の盗難が多いので持たせない。

▲その他の注意

①こどものがん具や花火など危険な遊びに注意する。

②映画は学校で許したもの以外は見せない。

③こどもに金くずを拾わせたり売らしたりさせない。

④こどもの酒、たばこは不良化に通ずるのでのませない。

⑤こどもの交通事故を防止する許可証をもたないでバイクには絶対にのらない。

⑥家庭の不和をなくする。

保険料の掛け捨て防ぐ

国民年金法改正の動き

拠出制の国民年金は、この十月に受付を開始し、来年四月から保険料の徴収が行われますが、厚生省では、この制度の発足に先だち保険料が掛け捨てになるのを防ぐ趣旨で死亡と、か婦年金の一時金制度を創設する方針を決めており、その制度化は殆んど確実とみられています。

これは「長期にわたって保険料を納めている間に被保険者が死亡すると保険料は掛け捨てになって何にもならない」という不満に対してとられた措置で、現行法のきわめて多きな修正です。これによると

(1)死亡一時金制度＝現行法によって保険料は二十才から三十四才まで月百円、三十五才から五十九才までは月百五十円を納めることになっているが、これに二十円を増額して納めれば被保険者が年金をもらう前に死亡した場合でも納めた保険料の全額を一時金で払いもどすということ

(3)か婦年金一時金制度＝現行法では所定（原則として二十五年以上）の保険料を納めた夫が死亡した場合、その妻にか婦年金、月額五百円から七百五十円をもらう資格が与えられることになっているがその年金が実際に支給されるのはか婦が六十才になってからであるため、それまでに、か婦が死亡すれば実際上保険料がかけ捨てになるので、これを改め、資格のあるか婦が希望すれば五年分に相当するか婦年金を一時金で支払おうというものです。

厚生省では、この一時金制度は社会保障本来の行き方からは設けるべきでないという基本的考え方をもっているが、わが国の現状では理論的主張だけでも行かないというので改正方針をきめたようである。

…拠出制年金早わかり…

私たちが一生楽しく幸福にすごしたいと思うことは、誰も同じことでしょう。一生涯若くありたいと希望しても、不可能なことで、いつかは年をとって働けなくなり、また思わぬけがをしたり、一家の働き手である主人をなくして、未亡人や遺児になったりして、不幸になることもあります。なかなか世の中というものは、ままならぬのが常であります。このような不幸をなくして、「明るい幸福な暮し」を作るためには若いうちから働いて老後に備える必要があるわけです。

「人生わずか五十年」というのは、昔のことであって、近頃は日本人の寿命も、ぐんぐん伸びてきたことは、統計の上からみてもいなめない事実であります。長生き出来ることは、一面うれしいことですが、必らずしも今の社会では家族の者に、老後の一切をまかせるという甘い考えは、望めないわけでありますから、自分自身で老後の生活を考えなくてはなりません。

役所や会社、工場などに勤めている人達には、恩給とか、年金とかが支給される制度が出来ていて、それぞれ保障されていますが、このような人以外の、農家や自分で商売をしている人々には、一生働らいても何の保障もないわけです。このような不安を除き、安心して毎日が暮せるように、国民全体の責任によって互いに助け合ってゆこうというのが、この国民年金制度であります。

国民年金に加入する人々

◆必らず加入しなければならない人（これを強制加入被保険者といいます）

昭和36年4月1日において二十歳以上五十九歳以下の日本国民ですが制度発足当初は保険料加入期間の関係で、二十歳から四十九歳までので厚生年金保険とか、恩給その他各種共済組合などの公的年金制度によって、保障されている人々や学生を除いて、必らず加入しなければなりまん。

◆希望して加入できる人（これを任意加入被保険者といいます）

次にあてはまる人は、本人の希望によって、国民年金に加入することができます。

1　厚生年金保険、恩給、各種共済組合など公的年金の保障をうけている人のうち、

甲　遺族年金の受給権者。

乙　公的年金で保障されている者の配偶者

2　昼間の高校、大学に在学中の学生、生徒。

3　拠出制年金が始まるときに、高年令の人のうち、昭和36年4月1日に五十歳をこえ、五十五歳をこえない人。

◆加入できない人

1　厚生年金保険や公務員、共済法などによって保障をうけている人

甲　公的年金制度の被保険者または組合員（本人）

乙　老令年金、退職年金、障害年金をもらえる人

2　拠出制年金が始まる昭和36年4月1日において五十五歳をこえる人

◆　保険料の額はいくらか

国民年金に加入した人は二十歳から三十四歳まで毎月百円、三十五歳から毎月百五十円納めなければなりません。

◆あなたの保険料の他に国も納付する保険料の総額の二分の一を積み立てて国民年金を支給する資金とされます。

◆納められない人のためには

保険料を納める能力がないと認められる下記のような人々については、保険料を納めなくてよいことになっています。

1　障害年金または母子福祉年金の受給権者

2　生活保護法による生活扶助をうけている人、または、らい予防法によるこれに相当する援助をうけている人

3　国立のらい療養所その他の施設に収容されている人

4　所得のない人

5　被保険者またはその世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助をうけている人、または、らい予防法によるこれに相当する援助をうける人

6　地方税法に定める身体障害者または寡婦で年間所得が十三万円以下の人

7　その他保険料を納めることが困難であると認められる人

（注）　4から7までの人は知事に申請をしなければなりません。

出さなければ支給が停止される

福祉年金の「所得状況届」は福祉年金を受けている人が、毎年六月に提出しなければならない書類です。このため市では六月の中旬にかけて日程をきめ出張所ごとに届出の受理を行いましたが、まだ提出してない人もいます。

この所得状況届は福祉年金をうけている人や、その人の配偶者、あるいは扶養義務者に、前年どの程度の所得があったかを書いていただくものですが、これは所得があっても、なくても、届出をしなければ福祉年金の支払をうけることができなくなりますから、老令、母子、障害の福祉年金をうけている人で、まだこの届出をしてない方は至急市役所民生課へ届出て下さい。

公選で三十一名　新農業委員決る

公選による大館市の新農業委員が次のようにきまりました。

市内七選挙区のうち長木、下川沿、二井田、真中、十二所の五選挙区が無競争当選を確定し、選挙は大館、上川沿の二区について行われました。当日の有権者五六八三人で投票率は七二・八％でした。

▼大館選挙区（定員十二）＝鈴木定三郎、佐々木準二郎、桜庭宏之松、上村清左エ門、虻川幸一、伊藤小太郎、菅原米太郎、畠山文治、角田徳治、三浦宏一、桜庭清吉、菅原俊文。

▼上川沿選挙区（定員四）＝畠山弘、石垣清蔵、田中清太郎、菅原松次

▼下川沿選挙区（定員四）＝斉藤治、富樫正一、小畑竹治、鎌田金太郎。

▼二井田選挙区（定員五）＝小林与吉、小畑正太郎、安藤正三、芳賀祐治、荒谷克己。

▼真中選挙区（定員四）＝石戸谷岩吉、富樫久之助、虻川守一郎、武田勝治。

▼十二所選挙区（定員六）＝藤島健三郎、畠山金五郎、成田長一、畠山清一、吹谷源太郎、[illegible]

（一面よりつづく）

的遂行の可能な合理的、効率的計画とする。などを基本目標として策定されている。

これによると五ケ年度計画の種類別では農林水産計画九億四千七百万円、都市計画一億七千四百万円住宅計画一億四千三百万円、交通通信計画九千四百万円教育計画七千六百万円、厚生計画五千六百万円治山治水計画四千六百万円、その他で総額十五億五千四百万円となっている。

事業主体別についてみると、財政再建計画の裏付けによる市が事業主体となるもの三億八千八百万円、土地改良区五億六千二百万円組合一億八百万円、部落、個人、その他三億五千九百万円となっている。この外、国県が事業主体となるもの六億二千四百万円がありこれは主として交通通信計画二億七千万円、治山治水計画二億六千百万円、都市計画六千二百万円、その他農林、厚生計画があるが、これが実施のため五千二百万円の地元負担が必要とされている。

都市的施設の完備には　三十四億円も資金が必要

新しい建設計画をつくるためには、まず新市がどんな事業を必要とし、それを行うにはどれだけの経費が必要なのかを客観的に把握しなければならない。これを完全に把握することによって地域の経済事情や、市の財政事情に照応う緊急重要な事業を選択することが可能となるのである。

そこで、当面大館市が都市的施策を具備し発展するため、できるだけ早期に実現が期待される事業として把握されたものは、農林水産関係で九億八千万円、都市計画関係八億三千万円、交通通信関係五億八千万円、治山治水関係二億九千万円、厚生計画二億四千万円住宅関係二億二千万円、教育関係一億九千万円、その他で総額三十四億三千五百万円にのぼる膨大なものである。事業の実施主体別についてみると、市が十七億八千万円、国県その他十六億六千万円のようになっている。無論このように膨大な新市の建設事業が、一朝一夕に実現できるものではないにしても、今後の効率的建設の目標施策立案の手がかりとして大いに役立てることになっています。

写真＝新しく編纂された計画書（左）と基礎調査資料（右）